

平成 25 年 10 月 1 日

KYB株式会社

(登記社名 カヤバ工業株式会社)

代表取締役社長執行役員 白井 政夫



KYBモーターサイクルサスペンション株式会社

代表取締役社長 塙 伸道



新設分割に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 209 条に基づく事後開示事項)

カヤバ工業株式会社（以下「分割会社」）は、平成 25 年 1 月 29 日付新設分割計画書（その後の効力発生日の変更を含む）に基づき、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として KYB モーターサイクルサスペンション株式会社（以下「新設会社」）を新たに設立し、分割会社の二輪車等（ATV、スノーモービル等を含む）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品に係る事業（営業、調達を除く）に関する権利義務を承継させる新設会社分割（以下「本件分割」）を行いました。

本件新設分割に関して会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に定める事項は、以下に記載のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日
本件分割が効力を生じた日は、平成 25 年 10 月 1 日であります。
2. 会社法第 806 条の規定による手続の経過
本件分割は、会社法第 805 条に定める簡易分割に該当するため、会社法第 806 条の規定による手続は行っておりません。
3. 会社法第 808 条の規定による手続の経過
分割会社は、新株予約権を発行しておりません。したがって、分割会社は、会社法第 808 条の規定による手続は行っておりません。
4. 会社法第 810 条の規定による手続の経過

分割会社は、平成 25 年 3 月 25 日付官報公告（第 6011 号 31 頁）及び電子公告の方法により、本件分割に異議を述べる事ができる債権者に対し、会社法第 810 条第 2 項所定の事項を公告致しましたが、会社法第 810 条の規定による債権者の異議はありませんでした。

5. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、平成 25 年 10 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社の二輪車等（A T V、スノーモービル等を含む）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品に係る事業（営業、調達を除く）に関する権利義務を承継致しました。なお、雇用契約は承継しておりません。以上の結果、新設会社が承継した資産の額は 2,343 百万円、負債の額は 310 百万円となっております（注）。

6. その他新設分割に関する重要な事項

- (1) 新設会社は、本件分割に際して普通株式 10,000,000 株を発行し、そのすべてを分割会社に交付致しました。
- (2) 新設会社の株主資本は、本件分割の結果、資本金 400 百万円、資本準備金 1,633 百万円となっております（注）。
- (3) 分割会社は、平成 25 年 2 月 1 日付で、ヤマハ発動機株式会社との間で、分割会社が新設会社の発行済株式の 33.4%に相当する数の株式をヤマハ発動機株式会社に対し譲渡することを内容とする株式譲渡契約を締結し、本日付で当該株式譲渡を実行致しました。

（注）新設会社が本件分割により分割会社から承継した資産の額及び負債の額ならびに資本準備金につきましては、本書面作成日現在数値が確定していないことから、平成 25 年 6 月 30 日現在の分割会社の貸借対照表に基づいて計算された暫定数値を記載しております。

以上

